

飯塚市地域猫活動支援事業実施要綱

令和2年3月31日
飯塚市告示第90号

(目的)

第1条 この告示は、地域猫活動に取り組む住民等で組織される団体を支援することにより、飼い主のいない猫の適正管理を推進し、もって猫に起因する生活環境被害の軽減及び猫の引取数の減少を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域猫 特定の飼い主がなく、地域に住み着き、その地域の住民の合意とルールの下で適正に管理されている猫をいう。
- (2) 地域猫活動 地域住民の合意を得た上で、飼い主のいない猫の過剰繁殖や糞尿等による被害を防止するため、地域住民のボランティアを中心とした活動グループが行う不妊去勢手術の実施や餌の管理、排泄物の処理等の活動をいう。
- (3) 地域猫活動団体 第5条の規定により登録された団体をいう。
- (4) 協力動物病院 県獣医師会の会員であって、本事業に協力する動物病院をいう。
- (5) 手術券 本事業による不妊去勢手術を協力動物病院が行う場合に、不妊去勢手術に要する費用を市が全額負担するために交付するものをいう。

(地域猫活動団体の活動内容)

第3条 地域猫活動団体の活動内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地域における生息状況の把握
- (2) 地域の理解を求めるための取組み
- (3) 地域の猫の飼い主への働きかけ
- (4) エサの管理・トイレの管理
- (5) 不妊去勢処置
- (6) 新たな飼い主探し

(団体登録の申請)

第4条 地域猫活動団体は、次に掲げる全ての要件を満たす団体とし、事前に登録をしなければならない。

(1) 地域猫活動を実施する地域の住民を中心とし、2人以上で構成されていること。

(2) 地域猫活動について地域住民の理解を得ており、かつ、当該地域猫活動について継続的に地域の理解を得られるよう周知活動を行っていること。

2 前項の登録を受けようとする地域猫活動団体は、地域猫活動団体登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 地域猫活動団体構成員名簿

(2) 活動地域の地図及び写真

(3) 地域猫活動に関する自治会の同意書

(団体登録の承認及び登録事項の変更届出)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、その結果を地域猫活動団体登録承認・不承認通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 承認された地域猫活動団体は、登録事項に変更があったときは、登録事項変更届出書(様式第3号)により、市長に提出するものとする。

(団体登録の廃止)

第6条 登録団体が地域猫活動を終了するときは、地域猫活動団体登録廃止届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

(団体登録の取消し)

第7条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当したときは、登録を取り消し、地域猫活動団体登録取消通知書(様式第5号)により、登録団体に通知するものとする。

(1) 地域猫活動団体の登録内容が実態と著しく異なるものであったとき。

(2) その他市長が不適切と認めたとき。

(手術券の交付申請)

第8条 不妊去勢手術のために手術券の交付を受けようとする地域猫活動団体は、地域猫活動支援事業手術券交付申請書(様式第6号)に地域猫活動事業計画書(様式第7号)を添付の上、市長に申請するものとする。

(手術券の交付決定)

第9条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、地域猫活動事業手術券交付・不交付決定通知書(様式第8号)により通知し、飯塚市地域猫手術券(様式第9号)を交付するものとする。

(不妊去勢手術の実施)

第10条 前条の交付決定を受けた登録団体は、協力動物病院に手術券を提出し、不妊去勢手術を受けるものとする。

2 手術券の有効期限は、手術券を発行した日から3月を経過する日とする。ただし、その日が2月末日以降になる場合は、2月末日までを有効期限とする。

(不妊去勢手術済みの目印)

第11条 地域猫の耳には、不妊去勢手術済みであることが外形的に判別できる目印を付けるものとする。

2 前項の目印の方法は、雄にあっては右耳の先端を、雌にあっては左耳の先端をV字型に切断することによるものとする。

(実績報告)

第12条 地域猫活動団体は、不妊去勢手術が完了した場合には、交付を受けた手術券の有効期限の翌月10日までに、地域猫活動事業実績報告書(様式第10号)を提出するものとする。なお、当該手術券に残余がある場合は、市に返却するものとする。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。